

職場の高齢化と安全衛生対策

とくに中小企業においては、新卒採用が実現しにくく、実務経験のある方を即戦力として採用することが多く、時間の経過とともに高齢者中心の職場になっていくといった現状があります。体力面やとっさの機敏さが鈍化することがあり、労災発生率が若年者と比較すると高い傾向にあり(※)、労災防止に一層の配慮が必要となります。

ガイドラインの公表

そこで、令和2年に厚生労働省からエイジフレンドリーガイドラインが公表されました。このガイドラインは、事業者や労働者に取組みが求められる事項を取りまとめたもので、職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高齢労働者の健康づくりを推進するために、高齢労働者を使用する事業者と労働者自身に取組みが求められる事項を示したものです。

- ①安全衛生管理体制の確立等
- 事業者に求められる取組み

安全衛生方針の表明、担当者

者を指定し、高齢労働者の労働災害についてリスクアセスメントを実施

②職場環境の改善

照度の確保、段差の解消、補助機器の導入などのハード面の対策、勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピードなどのソフト面の対策を実施

③高齢労働者の健康や体力

の状況の把握
健康診断や体力チェックによる健康や体力の状況を客観

的に把握

④高齢労働者の健康や体力の状況に合わせた対応
個々の高齢労働者の健康や体力の状況に応じて安全と健康の点で適応する業務のマッチング

⑤安全衛生教育

写真や図、映像等文字以外の情報も活用した丁寧な教育訓練教育を実施

労働者に求められる取組み

自らの健康づくりに積極的に取り組んでください。

・健康診断等による健康や体力の状況を客観的な把握と維持

持管理

・日常的な運動、食習慣の改善等による体力の維持と生活習慣の改善

(※) 25〜29歳と比べ65〜69歳では男性2.0倍、女性4.9倍(厚生労働省「平成31/令和元年労働災害発生状況の分析等」)

6月の労務手続
「提出先・納付先」

1日(〜7月10日)

○労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出
「都道府県労働局または労働

基準監督署」

10日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出(前月以降に採用した労働者がいる場合)
「公共職業安定所」

30日

○健保・厚年保険料の納付
「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出「公共職業安定所」

編集後記

健康保険法などの改正案が、12日午前の参院本会議で可決成立しました。
75歳以上の約4割が負担増となるこのことです。
(ざん)

Q 当社では、法定休日に出勤してもらうことが年に数回あります。

先日、半年ほど前に法定休日出勤した従業員から代休の申出がありました。代休を与えなければいけませんか。

代休取得の期限

A 法律上あるいは会社の就業規則上の取得期限を過ぎてしまった場合は、原則従業員は代休を取得することができません。従業員から代休取得の申出があったとしても、会社はこれを拒否することができます。御社の就業規則に取得期限が規定されているかどうか、ご確認ください。

なお、休日出勤が週1日の法定休日労働のとき、休日労働の代償として代休が付与された場合は、所定労働時間相当分(100%)については代休が与えられたことから加算して支給する必要はないが、休日割増部分(35%)は加算して必要です(平6・1・4基発1号)。賃金計算期間内に代休を取得できない場合、休日労働割増賃金(135%)は支払っておき、代休を付与された月で給与の清算調整として処理するか、あるいは4週4日以上(労基法35条2項)ある場合には法37条1項違反として取り扱わないとしています(前掲通達)。

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・075-611-5300
FAX・075-606-1906
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com